

赤磐の新しい風

北川市議告発を議決 ついに動いた赤磐市議会

6月29日、定例赤磐市議会の最終日、この日の最後の重要議案となった出頭拒否に対する告発の賛否を問う投票の開票が終わり議場に小田議長の声が一際高く響きました。

「議長の裁決は可とします」この瞬間、議場に訪れていた「赤磐新しい風の会」会員を含め、およそ30人の傍聴者から拍手が湧きあがりました。

赤磐市議会は証人喚問を拒否した北川市議の告発を正式に決めたのです。

しかし、この日、その決定に至るまでにはまさに薄氷を踏むような経緯があったのです。

まず百条委員会の小倉委員長が、委員会の結論を踏まえて北川市議の告発を提案したのに対して、小引議員が、こうしたケースでは委員会の議決は全員一致でなければならぬが、7人の内4人しか賛成していな

いのになぜそれほど告発を強行するのか、それは委員会の暴走ではないか、また、荒島前市長の時は2度も証人喚問出頭を要請したのに、北川市議の場合は何故1度の出頭拒否で告発するのか、また本会議で採決されたら本当に告発するつもりなのか、という3点を質問しました。

これに答えて小倉委員長は、今年4月20日に行った百条委員会での採決では賛成が5人だったが、北川市議から「もう1度証人喚問を要請してくれたら今度は出頭する」との上申書が出ているから告発の賛成者から自分はずしてくれ、という委員（海野議員）が出て、その結果7人の内、賛成が4人になったのだが、多数決で決めた結果に問題はない、と答弁。また1度の証人喚問拒否で「告発する条件」には適合しており、議会で賛成の採決がされ

ば法令を遵守し告発することになる、と答えています。その後、記名で投票するのか、或いは無記名で投票するのかについても投票が行われ、結果は11票対9票で無記名投票されることになったのです。

新しい風の会ではこれまで、誰がどう発言し、誰が賛成し誰が反対するかについて市民に知ってもらおうことが重要だと考えていました。従って無記名投票にな

北川農業ハウスに新事実 事実を確認したのか？ 監査結果に疑義

平成22年5月27日の監査請求却下の後に新事実が出てきました。

4町合併前の平成16年7月14日付けの「覚書」で、すでに撤収したはずの北川議員の農業ハウスを平成20年3月まで再び赤磐市が使用していたという新たな事実が出てきました。

この農業ハウスは赤磐市の新規農業就業者向けの事業として団塊の世代や帰農者、農業の初心者でも比較的取り組みやすい作目を検証するため、平成19年4月

れば誰の目も気にしないで投票できる訳で、私たち新しい風の会会員の間には、またしても・・・と言う嫌な予感が広がりました。しかし・・・

投票の結果は賛成10票、反対10票。議会運営規則により、同数の場合には議長の判断に委ねられる結果、小田議長が賛成し、冒頭で書いたように北川市議の告発が決まったのです。

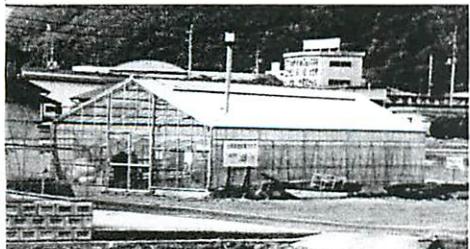
何のために支払った 300万円なのか

私たちは平成16年7月14日の契約書（覚書）にある必要な措置を行うよう監査

1日から平成20年3月31日までイチゴ栽培実証展示圃として使用されていました。報告書によると支出した経費は資材費として252,083円、栽培委託料が307,785円、水道料17,520円の計577,380円となっています。

監査委員の仕事は何ですか

赤磐市の監査委員は私たちが今回開示



委員に求めたものです。あれから7年も経って現在もあるこの不正な事実について、監査委員は監査委員の仕事をしてください。市民に誠実に説明を求めめるものです。

赤磐市共同コンポスト 事業への疑問

赤磐市は平成12年より下水道の汚泥処理の一部を和気・赤磐共同コンポスト事務組合（以下組合）の下水処理事業で処理してきました。

10年が経過していよいよ事業として立ち行かなくなり、やっと昨年の11月に組合議会で平成22年度（平成23年3月まで）をもってこの事業を廃止することを議決しました。

コンポスト廃止に伴う負担金は4億4千万円

これにより平成23年の2月7日に組合の議会でこの事業として最後の組合予算が決定されましたが、撤去費用を含めると、事業全体で12億円に及ぶ費用負担が発生することが予想されます。このうち赤磐市の負担金は約4億4千万円に及ぶとの情報もあります。

赤磐市は3月4日、平成23年度の一般会計・特別会計予算を市議会で審議して決定しましたが、赤磐市の下水道特別会計予算の中の共同コンポスト負担金は3千5百50万6千円でした。当面の注目は、平成23年2月7日のコンポスト事務組合の議会で決まった赤磐市の負担金3億2千万円との差額が、赤磐市においてどのように返済処理されるのか注目しなければなりません。

3000万円の環境整備費は何か
更に疑問なことは、その

3000万円の環境整備費は何か
更に疑問なことは、その

一票による『新しい風』

少しづつ変わっていく！議会議会

百条委員会の北川市議告発の発議が採決によって議会で可決されたのは正に1票の動きによるものでした。事前に行われた記名か無記名かの採決方法を巡る投票が、発議に対する採決と連動して

の後の平成23年2月21日に臨時議会を開催して補正予算をくみ、吉井川の環境整備委託料として300万円が予備費から予算計上されたということ。この件で原田議員は3月17日の本議会で質問したところ、この件は議会への委託案件ではないとの理由でなぜか当時の佐藤議長に発言を禁止され、退場処分になっております。

そして小田新議長のもとで開かれた6月14日の議会で原田議員は再び質問に立ち、井上市長に対して疑義のある予算計上300万円（環境整備費）の支払いを強いられるこの事業についての答弁を市長に求めました。

いれば否決されていたかも知れません。今年3月定例議会でも荒島前市長の告発が賛成、反対同数で、当時の佐藤議長が反対に回り否決されていることから、今回の採決の行方は悲観的

でした。しかし、発議は可決されました。これは投票した議員の中で何かが動いた証です。議会の中に新しい風が吹いたのです。

賛成と反対が拮抗する関係にある中で、たった1票の動きがダイナミックな変動のきっかけになることが多くあります。良識ある議員がその持つ力を発揮しやすい環境が整って来るのにもない、議会が一度は失いかけた市民の信頼を回復することが出来るのです。

その議会の中には北川市議を擁護する勢力が半数いるのも事実です。百条委員会への告発の発議に対して反対した小引議員は自分の意見を述べただけわかりやすい。

しかし、反対意見も言わず反対票を投じる議員らが暗躍し難い環境になって来たとともに、市民もそうした議員に監視の目を休ませるわけにはいきません。

一方この日の成果は北川市議の告発のみならず井上市長が行った元副市長ら4人の告訴、そして議員有志が行った荒島前

市長の告発など、未だ結果が出ていない事件に対して好影響を与える可能性もあります。

税の使い道は明確に

こうして北側市議の告発に至りましたが、今回の北側議員の事件が教えてくれたことは、明らかに行政を食い物にするような振る舞いが赤磐市の内部で行われていても、市民は無力だと言うことです。そして市民の名を借りた明らかにモラルにかけた議員がいる、そして役に立たない行政の監査のしくみがある。

議員の仕事とは何なのか

私たち市民は冷静に現状を考え、そして議会には私たち市民のためにどうあるべきなのか考えましょう。そして私たちは

このまちの有権者として今回どう振舞うべきなのか考える必要があります。議会基本条例の必要性

こうして私たちは、議会と首長による二元代表制を採る赤磐市に、もうひとつの力として市民が参加するシステムの構築が必要なことを痛感するに至りました。

行政に市民の声を届ける、議会に市民の意思を反映させる条件を整備する議会基本条例の制定が必要だと考えています。これは、これからの方向性であり、具体的には例えばですが

- ① 議会に公聴会などの開催を義務付ける
 - ② 議会に証人として一般の市民が参加できる
 - ③ 議員に定期的に報告会を義務付ける
- などが有効ではないかと考えます。

「赤磐の新しい風」の会へのご参加のご連絡をお待ちしています。※入会金は百円

事務局
住所 赤磐市山陽4丁目2の30
Tel・Fax 086・955・3633
「赤磐の新しい風」の会事務局